

全国メディカルコントロール協議会連絡会開催要綱

(目的)

第1条 救急需要の増大や救急業務の高度化に伴い、救急救命士を含む救急隊員等が行う応急処置等の質を医学的観点から保障することを目的に全国的に設置されている、消防機関と救急医療機関等で構成するメディカルコントロール(以下「MC」という。)協議会の機能について、更なる充実・強化が求められており、さらに今後、救急医療提供体制を構築する場としての活用も期待されているが、各地域におけるMC体制やMC協議会の取組は様々である。そのため、消防庁及び厚生労働省は、MC協議会に關係する機関がMC体制に関する課題を整理するとともに、自己評価及び他のMC協議会から学ぶことができるよう情報共有及び提言の場として、救急医療に關係する学会、団体、消防機関、医療機関等により構成される全国メディカルコントロール協議会連絡会(以下「連絡会」という。)を、開催する。

(検討・実施事項)

第2条 連絡会は、次の各号に掲げる事項に関する事務を行う。

- 一 MC体制の充実・強化に関する現況把握及び情報交換
- 二 各地域のMC体制の充実・強化に資する提言
- 三 その他連絡会が必要と認める事項

(組織)

第3条 連絡会は、全国のMC協議会関係者、MC体制の整備に関わる医師、救急救命士、救急隊員等病院前救護に従事する者、その他関係機関からの出席者をもって構成する。

2 連絡会に会長を置く。

3 連絡会の会長は、次条第6項に定める会長が務めるものとする。

(世話人会)

第4条 各関係機関が抱えるMC体制に関わる課題を整理し検討するため、連絡会に世話人会を置く。

2 世話人は、次の各号に掲げる関係機関の推薦する者で構成する。

- 一 関係学会(日本救急医学会、日本臨床救急医学会、日本麻酔科学会)
- 二 関係団体(日本医師会、日本救急医療財団、救急振興財団)
- 三 消防関係機関(消防庁、都道府県消防防災・危機管理部局長会、全国消防長会、消防本部)
- 四 医療関係機関(厚生労働省、全国衛生部長会、全国保健所長会)
- 五 その他関係機関

3 世話人の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

4 世話人が異動等により関係機関の推薦が得られなくなったときは、関係機関から新たに推薦される後任が任期を引き継ぐものとする。

5 世話人は、世話人会に出席することができない場合には、代理人を世話人会に出席させることができる。

6 世話人会に会長及び会長代行を置き、世話人の互選により定める。

7 世話人の推薦により、会長が指名する3名以内の相談役を置くことができる。

8 会長は世話人会の会務を統括する。

9 会長は、世話人会に必要と認める者を参考人として加えることができる。

10 会長代行は、会長に事故があるときにその職務を代理する。

11 相談役は、会長及び会長代行を補佐する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営及び第1条に掲げる目的を達成するために必要となる
その他の事項については、会長がこれを定める。

2 連絡会の庶務は、関係機関の協力を得て、消防庁救急企画室及び厚生労働省医政局地域医療計画課
が行う。

附 則

この要綱は、平成19年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。